

5 放射性物質

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の発生以来、放射性物質の拡散により市民の健康への不安が広がっています。そこで、市内の放射性物質による汚染状況を把握するため、空間放射線量を測定しました。

平成25年4月から平成25年11月は、本市を7ゾーン(東部、中央市街地、南部、中部、西北部、月ヶ瀬、都祁)に区分し、ゾーンごとに代表する保育所、幼稚園、小学校、中学校の各々1園1校を選定の上、それぞれの施設及び市役所本庁舎玄関前において、毎月測定しました。

また、平成25年12月から平成26年3月は、7ゾーンを2グループに分けて毎月1グループずつ測定を行いました。

その結果、全調査地点の平均値は毎時 $0.10 \mu\text{Sv}$ (マイクロシーベルト) でした。平均値に対する被ばく限度量(追加被ばく量*1)は年間 0.334mSv (ミリシーベルト) で、国際放射線防護委員会(ICRP)の指標値である年間 1mSv を下回っていました。

* 1. 被ばく限度量(追加被ばく量)とは、自然放射線及び医療目的の放射線を除き、一般公衆が1年間に浴びてもよい量の事です。

(図3-4-31) 測定機器



(図3-4-32) 測定の様子



(図3-4-33) 放射線量基準値 (ICRP) (環境省HPより)

